



府食第742号
平成25年9月12日

食品安全委員会
委員長 熊谷 進 殿

遺伝子組換え食品等専門調査会
座長 澤田 純一

遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について

平成24年11月7日付け24消安第3836号をもって農林水産大臣から食品安全委員会に意見を求められた飼料「除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネ MON88302 系統」に係る食品健康影響評価について、当専門調査会において審議を行った結果は別添のとおりですので報告します。

遺伝子組換え食品等評価書

除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネ
MON88302 系統

2013年9月

食品安全委員会遺伝子組換え食品等専門調査会

＜審議の経緯＞

2012 年 11 月 7 日 農林水産大臣から遺伝子組換え飼料の安全性に係る食品健康
影響評価について要請（24 消安第 3836 号）、関係書類の接受
2012 年 11 月 12 日 第 453 回食品安全委員会（要請事項説明）
2012 年 12 月 7 日 第 110 回遺伝子組換え食品等専門調査会
2013 年 9 月 12 日 遺伝子組換え食品等専門調査会座長から食品安全委員会委員
長へ報告

＜食品安全委員会委員名簿＞

熊谷 進（委員長）
佐藤 洋（委員長代理）
山添 康（委員長代理）
三森国敏（委員長代理）
石井克枝
上安平冽子
村田容常

＜食品安全委員会遺伝子組換え食品等専門調査会専門委員名簿＞

澤田純一（座長）
鎌田 博（座長代理）
五十君静信 手島玲子
宇理須厚雄 中島春紫
橘田和美 飯 哲夫
児玉浩明 和久井信
澁谷直人

要 約

「除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネ MON88302 系統」について、申請者提出の資料を用いて食品健康影響評価を実施した。

本系統は、*Agrobacterium* sp. CP4 株に由来する改変 5-エノールピルビルシキミ酸-3-リン酸合成酵素遺伝子を導入して作出されており、改変 CP4 EPSPS タンパク質を発現することで、除草剤グリホサートの影響を受けずに生育できるとされている。

本系統では、新たな有害物質が生成されることはないため、肉、乳、卵等の畜産物中に新たな有害物質が移行することは考えられない。また、遺伝子組換えに起因する成分が畜産物中で有害物質に変換・蓄積される可能性や家畜の代謝系に作用し、新たな有害物質が生成される可能性は考えられない。

「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」（平成 16 年 5 月 6 日食品安全委員会決定）に基づき評価した結果、改めて「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」（平成 16 年 1 月 29 日食品安全委員会決定）に準じて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物について安全上の問題はないと判断した。

I. 評価対象飼料の概要

名 称：除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネ MON88302 系統

性 質：除草剤グリホサート耐性

申請者：日本モンサント株式会社

開発者：Monsanto Company（米国）

「除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネ MON88302 系統」（以下「セイヨウナタネ MON88302」という。）は、*Agrobacterium* sp. CP4 株に由来する改変 5-エノールピルビルシキミ酸-3-リン酸合成酵素遺伝子（改変 *cp4 epsps* 遺伝子）を導入して作出されており、改変 CP4 EPSPS タンパク質を発現することで、除草剤グリホサートの影響を受けずに生育できるとされている。

II. 食品健康影響評価

1. セイヨウナタネ MON88302 は、除草剤グリホサートに対する耐性の形質が付与されている。遺伝子組換え作物を飼料として用いた動物の飼養試験において、挿入された遺伝子又は当該遺伝子によって産生されるタンパク質が畜産物に移行することはこれまで報告されていない。

2. セイヨウナタネ MON88302 は、平成 25 年 9 月 9 日付け府食 741 号で、食品安全委員会において、「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」（平成 16 年 1 月 29 日食品安全委員会決定）に基づき、食品としての安全性評価を終了しており、ヒトの健康を損なうおそれがないと判断している。

上記 1 及び 2 を考慮したところ、セイヨウナタネ MON88302 では新たな有害物質が生成されることはないため、肉、乳、卵等の畜産物中に新たな有害物質が移行することは考えられない。また、遺伝子組換えに起因する成分が畜産物中で有害物質に変換・蓄積される可能性や家畜の代謝系に作用し、新たな有害物質が生成される可能性は考えられない。

なお、セイヨウナタネ MON88302 では栽培期間中に除草剤グリホサートの散布が可能となることから、グリホサートの残留量について確認した。使用可能な最大量のグリホサートをセイヨウナタネ MON88302 に散布した場合、セイヨウナタネ MON88302 の種子におけるグリホサートの残留量は 0.08～6.3 ppm であった（参照 1）。わが国における食用のナタネのグリホサート残留基準値は 10 ppm である。

セイヨウナタネ MON88302 については、「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」（平成 16 年 5 月 6 日食品安全委員会決定）に基づき評価した結果、改めて「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」（平成 16 年 1 月 29 日食品安全委員会決定）に準じて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取

した家畜に由来する畜産物について安全上の問題はないと判断した。

ただし、除草剤グリホサートで処理された飼料の管理については、わが国のリスク管理機関において十分に配慮する必要があると考えられる。

<参照>

- 1 Overview and Tolerance Proposals for Glyphosate Residues in Glyphosate Tolerant Canola Raw Agricultural Commodities Following Applications of a Glyphosate-Based Formulation (MSL0023286) (社内報告書)